

社会福祉法人 おもと会

理事・監事及び評議員に対する報酬の支給基準

(報酬)

第1条 定款第8条及び第22条に定めるとおり、この法人の理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

附 則

この基準は平成29年 4月 1日より施行する。